別紙 6

【一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画】

排ガスの性状の測定頻度に関する事項

1)排ガスの性状の定期測定頻度

項　　目	頻　　度	方　　法
・ばいじん ・硫黄酸化物 ・塩化水素 ・窒素酸化物	２ヶ月に１回 （「環整第 95 号」 ：２ヶ月に１回以上）	昭和 52 年厚生省環境整備課長通知「環整第 95 号」による各種分析の方法による測定
・ダイオキシン類	年１回 （ダイオキシン類対策特別措置法 ：年１回以上）	総理府令第二条による測定方法
・水銀	年２回 （大気汚染防止法施行規則 ：年２回以上 （4 万 Nm^3/h 未満））	平成 28 年環境省告示第 94 号による測定方法

2)排ガスの性状の連続分析項目

・ばいじん
・硫黄酸化物
・塩化水素
・窒素酸化物
・一酸化炭素
・燃焼室燃焼温度
・集じん器入口温度

別紙７

【一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画】

その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

施設の維持に関しては、下記を目的に適切な運転管理、保全及び安全衛生管理を計画的に実施し、適切な維持管理を行います。

(1)　施設の処理機能は設計通り合理的かつ安全に性能が発揮され、これを定常的にわたり維持します。

(2)　施設の機能低下防止のため十分な保守点検整備を行い、機器を傷めず能力を十分に発揮させます。

(3)　適正な運転管理で公害の発生防止を図ります。

尚、ごみ処理施設の維持管理においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「環境基本法」（「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」等）、「電気事業法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の規制基準を遵守します。

１．維持管理体制

ごみ処理施設の運転を系統的に行う技術上並びに運営上の管理業務、施設の稼働状態を長期に渡り安定的に持続させるための保全業務と、公害防止に対処するための分析業務を十分考慮した管理体制を組んで施設の運営に当たります。また、事故を未然に防止するための管理体制の整備を図り、作業に従事する職員の安全の確保についても十分な配慮を行います。

更に、ごみ処理技術者及び関連法規で定められた法的有資格者による施設の適正な維持管理に努めます。

尚、本ごみ処理施設を維持管理する上で必要な法的資格者は［表－５］の通りです。

２．維持管理基準

ごみ処理施設の維持においては、施設からの排ガス、排水、臭気、振動、騒音等による二次公害を防止するため適正な運転管理を行い、それぞれの基準を長期にわたり遵守します。尚、各種の基準は、各法律の規制によって定められている値とします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第８条第５項の規定、環境省令（施行規則）第４条の５の一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用を［表－６］に示します。

３．測定・分析

公害防止に対処するため、［表－７］及び［表－８］の測定頻度・方法に従って法律で定められた測定項目について定期的に測定します。

又、ばいじんの溶出基準は［表－９］に示す基準とします。

４．定期検査

［表－１０］以外の法的な定期検査を義務づけられた設備あるいは装置に関しても、各法律の規制によって定められた頻度、方法で定期検査を実施又は受験します。

当該施設を維持管理する上で必要な法定定期検査を［表－１１］に示します。

［表－５］〈維持管理する上で必要な法的資格者〉

法的資格者	法　　令
廃棄物処理施設技術管理者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条第 1 項
危険物取扱者	消防法第 13 条
防火管理者	消防法第 8 条
ボイラ・タービン主任技術者	電気事業法第 43 条第 1 項
電気主任技術者	電気事業法第 43 条第 1 項
高圧ガス製造保安責任者	高圧ガス保安法第 5 条
ガス溶接作業主任者	労働安全衛生法第 14 条、同施行令第 6 条、同施行規則第 16、41、62、314 条
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	労働安全衛生法施行令第 6 条第 21 号、 同施行規則第 16 条
クレーン運転士	労働安全衛生法 クレーン等安全規則第 22 条
特定化学物質等作業主任者	労働安全衛生法施行令第 6 条第 18 項、 特定化学物質等障害予防規則第 51 条
フォークリフト運転技能講習 ショベルローダ等運転技能講習	労働安全衛生法施行令第 20 条第 11 項、 労働安全衛生法施行令第 20 条第 13 項

［表－６］〈一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準についての適用〉

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の５）	施設への適用
１．施設へのごみへの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設へのごみの投入は、各炉へのごみ投入量データの電算機管理により、当該施設の処理能力を越えないように行います。
２．焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあっては、次のとおりとする。 イ．ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	当該施設において燃焼室は、溶融炉にあたりますが、溶融炉へごみを投入する場合には、ピット・クレーン方式により、常時ごみを均一に混合して投入します。
ロ．燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。 ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	当該施設において燃焼室は、溶融炉にあたりますが、溶融炉へのごみの投入は、溶融炉頂部の二重シール弁を通して外気を遮断した状態で、定量ずつ連続的に行います。
ハ．燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	溶融炉の後段に設置した燃焼室では、燃焼室中の燃焼ガスの温度を希釈空気量を制御することにより摂氏八百度以上に保ちます。
ニ．焼却灰の熱しゃく減量が十％以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	ごみは全量溶融処理することにより、焼却灰は発生しないため、適用外です。
ホ．運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、燃焼室に設置した助燃バーナを作動させ、燃焼室温度を速やかに上昇させます。
ヘ．運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、燃焼室に設置した助燃バーナを作動させることにより、燃焼室温度を高温に保ちながら溶融炉でごみを溶融し尽くすとともに、溶融炉から発生する熱分解ガスを燃焼し尽くします。

［表－６］のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の５）	施設への適用
ト．燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	溶融炉の後段に設置した燃焼室では、燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定（熱電対）し、かつ記録します。
チ．集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	減温塔により集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却します。
リ．集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定（熱電対）し、かつ記録します。
ヌ．冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備（廃熱ボイラ）にたい積したばいじんは、鋼球等による除去を定期的に実施します。また排ガス処理設備（集じん器）に集まり堆積するばいじんは、圧縮空気で定期的に除去します。
ル．煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。以下省略。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるよう、燃焼室の燃焼制御により溶融炉で発生した熱分解ガスを燃焼させます。
ヲ．煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を煙突に設置した測定孔を通じて連続的に測定し、かつ記録します。
ワ．煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二に定める0.1ng-TEQ/m3以下に対し、0.01ng-TEQ/m3となるよう、燃焼室での温度、滞留時間、燃焼ガスの混合を維持するとともに、活性炭吹込によるダイオキシン除去を行いつつごみを溶融処理します。

［表－６］のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の５）	施設への適用
カ．煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を二月に一回以上測定し、かつ、記録します。
ヨ．排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように、消石灰・活性炭吹込装置、ろ過式集じん器等の排ガス処理設備を設置するとともに公害監視装置により排ガスを測定、管理します。
タ．煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスの水による洗浄、冷却はないため適用外です。
レ．ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。	ごみの中の灰分は溶融炉及び溶融物処理設備で溶融スラグとなりスラグヤードに貯留します。飛灰は溶融炉の後段に設置するろ過式集じん器で捕集し、薬剤による無害化処理を行って処理物バンカに貯留します。
ソ．ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	ばいじんまたは焼却灰の溶融ではないため、適用外です
ツ．ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ばいじんまたは焼却灰の焼成ではないため、適用外です。
ネ．ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんの処理は薬剤処理とし、薬剤および水を均一に混合することができる混練装置を設置し、薬剤及び水分量を管理します。

［表－６］のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の５）	施設への適用
＜ナ.～ケ.固形燃料を対象＞	固形燃料の処理施設ではない為、適用外です。
フ．火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために、炉内温度監視、燃焼温度監視等の必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えます。
３．ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあっては、次のとおりとする。以下省略。	ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設ではないため、適用外です。
４．ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	ばいじんまたは焼却灰の溶融ではないため、適用外です。
５．高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調節すること。	高速堆肥化処理施設ではないため、適用外です。
６．破砕施設にあっては、次のとおりとする。以下省略。	破砕施設でないため、適用外です。
７．ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次のとおりとする。以下省略。	ごみ運搬用パイプライン施設ではないため、適用外です。
８．選別施設にあっては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	選別施設ではないため、適用外です。
９．固形燃料化施設にあっては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。以下省略。	固形燃料化施設ではないため適用外です。
10．ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみの飛散に対しては、ごみ搬入車両の寸法に対して十分余裕のある寸法の投入口とします。ごみ悪臭の発散を防止するため、悪臭発生源であるごみピット内の空気を燃焼空気として使用することにより、ピット内を負圧に保ち悪臭の発散を防止します。
11．蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。	ごみピットには防臭･防虫装置を設け、蚊、はえ等の発生を防止するとともにプラットホームには高圧水洗浄装置を設け、構内の清潔を保持します。

［表－６］のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の５）	施設への適用
12. 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音及び振動を発生する発生源に対してはラギング、防音壁等の適切な防音対策及び適切な防振装置を、その騒音、振動レベルに応じて設置し、適切な維持管理を実施することで、周囲の生活環境を損なわないようにします。
13. 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること。	施設から発生するプラント排水及び生活排水は系内処理します。
14. 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	昭和 52 年厚生省環境整備課長通知「環整 95 号」による各種分析・検査頻度及び方法に準拠した維持管理を行います。　［表－７］参照
15. 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	維持管理計画どおりに組織体制に基づき維持管理を行います。
16. 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	法令に係る記録に準拠した維持管理を行います。　［表－１０］参照

［表－７］〈昭和 52 年「環整第 95 号」等による各種分析・検査頻度と方法〉

項　　目		頻　　度	方　　法
ごみ質		年４回 （「環整第 95 号」： 年４回以上）	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第 95 号」による各種分析・検査頻度の方法による測定
焼却残渣の熱しゃく減量		適用外	溶融処理のため焼却残渣は発生しない
燃焼室出口温度		常　　時	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第 95 号」による各種分析・検査頻度の方法による測定及び燃焼室出口設置の熱電対による常時温度測定及び記録
排ガス	ばい煙 ・硫黄酸化物 ・ばいじん ・塩化水素 ・窒素酸化物	年６回 （「環整第 95 号」： ２ヶ月に１回以上）	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第 95 号」による各種分析・検査頻度の方法による測定及び煙突設置の測定装置による常時測定及び記録
放流水の水質	水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量 浮遊物質量 大腸菌群数	適用外	施設で発生するプラント排水は、施設内処理するため、外部への流出はなく、適用外です。
	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物 鉛及びその化合物 シアン化合物 水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	適用外	施設で発生するプラント排水は、施設内処理するため、外部への流出はなく、適用外です。

［表－８］＜ダイオキシン類対策特別措置法に係わる測定頻度と方法＞

項　　目	頻　　度	方　　法
排出ガスのダイオキシン類	年１回 （措置法：年１回以上）	総理府令第二条による測定方法
ばいじんのダイオキシン類	年１回 （措置法：年１回以上）	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係わる基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）別表第一に定める方法

［表－９］ばいじんの溶出基準

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則　第一条第５項＞

（昭和四十六年厚生省令第三十五号）＞

項　　目	基　　準
ダイオキシン類	3ng/g 以下

〔表－１０〕〈法令に係る検査と記録〉

<table>
<tr><th>設備名</th><th>法　　令</th><th>記録又は検査項目</th><th>頻　度</th><th>保存年数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一般廃棄物処理施設</td><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の5、第 4 条の 6、第 4 条の 7、第 5 条

厚生省通知（環整95）

大気汚染防止法施行規則第 15 条

ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類対策特別措置法第 29 条</td><td>(1) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の施行規則で定められている事項を記載した維持管理の記録を作成し、施設に常備し求めに応じ閲覧させる。
(2) ごみ質測定（４回／年）
(3) 燃焼室出口温度、集じん器に流入する温度測定
(4) ばい煙(HCl、NOx、SOx、ばいじん)測定
(5) 一酸化炭素の濃度
(6) 排ガス中のダイオキシン類測定
(7) 排ガス中の水銀測定
(8) 排水中のダイオキシン類測定
(9) ばいじんのダイオキシン類測定
(10) 精密機能検査</td><td>4 回/年
連続

6 回/年
連続
1 回/年
2 回/年
1 回/年
1 回/年
定期的</td><td>3
年</td></tr>
<tr><td>労働安全衛生規則第 592 条の 2</td><td>(10) ダイオキシン類の作業環境濃度測定</td><td>1 回/
6 ヶ月</td><td>30
年</td></tr>
<tr><td>消防用設備</td><td>消防法施行規則
第 31 条の 6</td><td>(1) 消防用設備等の点検結果は維持台帳に記入し、消防長または消防署長に報告
<table>
<tr><th colspan="2">消防用設備等の種類等</th><th>点検の内容および方法</th><th>点検の期　間</th></tr>
<tr><td colspan="2">(1) 消防設備
(2) 警報設備
(3) 避難設備
(4) 消防用水
(5) 消火活動上必要な設備</td><td>外観点検及び機能点検</td><td>6 月</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>総合試験</td><td>1 年</td></tr>
<tr><td>非常電源</td><td>非常電源専用受電設備又は蓄電池</td><td>外観点検及び機能試験</td><td>6 月</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>総合試験</td><td>1 年</td></tr>
</table>
以上の消防用設備等点検結果報告書は 1 回/3 年提出</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計　量　機</td><td>計量法
第 19 条，第 21 条
計量法施行令
第 11 条</td><td>(1) 定期検査
(2) 定期検査実施の時期</td><td>1 回/2 年</td><td></td></tr>
</table>

〔表－１０〕のつづき

設備名	法　　令	記録又は検査項目	頻　度	保存年数
クレーン設備	労働安全衛生法 ｸﾚｰﾝ等安全規則第 34 条 ｸﾚｰﾝ等安全規則第 35 条 ｸﾚｰﾝ等安全規則第 36 条 ｸﾚｰﾝ等安全規則第 38 条	(1) 定期自主検査（荷重試験等） (2) 定期自主検査（巻過防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置、ﾌﾞﾚｰｷ及びｸﾗｯﾁの異常の有無、ﾜｲﾔﾛｰﾌﾟ及びつりﾁｪｰﾝの異常の有無等） (3) 作業開始前の点検（巻過防止装置、ﾌﾞﾚｰｷ、ｸﾗｯﾁ及びｺﾝﾄﾛｰﾗの機能等） (4) 自主検査の記録	1 回/年 1 回/月 1 回/日	3 年
電気設備	電気事業法 第 42 条 電気関係報告規則第 2 条	(1) 自家用電気工作物の保安確保のため、保安規程を作成し、工事・維持および運用に関する記録をとる。 ・変電所、発電設備、配管設備、負荷設備、自家用発電設備等 (2) 火力発電所に関する蒸気ﾀｰﾋﾞﾝ、ﾎﾞｲﾗｰに関しては、自主保安充実のための記録をとる。 ・保安日誌、起動および停止に関する記録、安全弁作動試験記録、補修に関する記録等。 (3) 自家用発電所運転半期報告（500kW 以上の発電所）	保安規程による 1 回/6 年	5 年
高圧ガス	高圧ガス保安法 第 35 条の 2	(1) 定期自主検査及びその検査記録の作成保存（検査したガス設備、検査をしたガス設備の設備ごとの検査方法及び結果、検査年月日、検査の実施について監督を行った保安要員の氏名）	1 回/年	
第1種圧力容器	労働安全衛生法 ﾎﾞｲﾗ及び圧力容器安全規則第 67 条又は第 73 条	(1) 定期自主検査 (2) 性能検査	1 回/月 1 回/年	
第 2 種圧力容器	労働安全衛生法 ﾎﾞｲﾗ及び圧力容器安全規則第 88 条	(1) 定期自主検査（本体の損傷、ふたの締付けﾎﾞﾙﾄの摩耗の有無、管及び弁の損傷の有無等）	1 回/年	3 年

〔表－１０〕のつづき

設備名	法　　令	記録又は検査項目	頻　度	保存年数
酸素欠乏危険場所	労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則第３条の１～2	(1)酸素欠乏危険作業場では、その日の作業を開始する前に空気中の酸素(第２種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあっては､酸素及び硫化水素)の濃度を測定。 (2)測定を実施した場合、その記録を３年間保存	作業開始の都度	３年
エレベータ	建築基準法 第 12 条第２項 労働安全衛生法 第 41 条第２項 ｸﾚｰﾝ等安全規則 第 154 条、第 155 条	定期検査 性能検査 自主検査	１回/年 １回/年 １回/月	３年
飲料用水受水槽	水道法第 34 条の 2、水道法施行規則第 56 条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 10 条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第４条、第 20 条	定期清掃（清掃記録） 定期検査（記録の作成と保存） 飲料用水質検査報告書(専門機関実施、記録の作成と保存)	１回/年 １回/年 １回/6 月	５年

〔表－１１〕　　＜法定定期官庁検査＞

設備・装置名	法　　令	頻　　度
クレーン	クレーン等安全規則第 43 条	検査証の有効期間の更新 2 年毎
エレベータ	建築基準法第 12 条第 2 項	法定点検　1 回/年(特定行政庁) 結果報告　1 回/年
消防用設備	消防法第 17 条の 3 の 3 消防法施行規則第 31 条の 4	法定点検　1 回/年 結果報告　特定防火対象以外の 一般防火対象物 1 回/3 年 (消防長)